

川口市立南中学校 P T A 会則

- 第1条 本会は川口市立南中学校 P T A と称し、事務所を南中学校に置く。
- 第2条 本会は南中学校教育の進展を期し、家庭と学校との関係を一層緊密にして、家庭・学校・社会における生徒の健全なる発達を図ると共に会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 生徒の福祉増進の施策
 2. 学校・地域の教育環境の整備等
 3. 会員の研修・親睦
 4. 社会教育への協賛
 5. その他必要な事業
- 第4条 本会は南中学生徒の保護者と同校に勤務する教職員をもって組織する。
- 第5条 本会に次の役員をおき、任期は1年とする。但し再任は妨げない。なお補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- | | | |
|-------|------|--|
| *会長 | 1名 | 会長は理事会で会員より選出し、総会の承認を得る。 |
| *副会長 | 3名以上 | 会長が理事会にはかり、総会の承認を得て委嘱する。（うち1名は教頭とする。） |
| *総務部長 | 1名 | 会長が理事会にはかり、総会の承認を得て委嘱する。 |
| *幹事 | 3名以上 | 会長が理事会にはかって委嘱する。 |
| *監事 | 2名 | 会長が理事会にはかって委嘱する。 |
| *常任理事 | 若干名 | 総務部、ひまわり役員及び学年委員長、専門部長をあてる。
但し学校側常任理事は主幹教諭・教務主任及び学年主任とする。 |
| *理事 | 若干名 | 学級毎に会員の互選した学級委員、専門部代表をあてる。
但し学校側理事は専門部所属職員とする。 |
- 第6条 (1) 本会に顧問、相談役をおくことができる。顧問、相談役は理事会にはかって会長が委嘱する。
顧問には会長経験者を、相談役には退会時の副会長・総務部長・幹事を委嘱する。
顧問・相談役は、すべての会議に出席できる。
(2) 本会に参与をおく。参与は校長とし、すべての会議に出席できる。
- 第7条 本会の役員の任務は次の通りとする。
- | | |
|---------|---------------------------------------|
| *会長 | は本会を代表して会務を総理し、各種会議を招集する。 |
| *副会長 | は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。 |
| *常任理事 | は重要事項を企画する。 |
| *理事 | は重要事項を審議決定する。但し特に重要な事項は総会の承認を得るものとする。 |
| *幹事 | は事務局を構成し、会計及び庶務にあたる。 |
| *監事 | は会計の状況を監査する。 |
| *顧問、相談役 | は本会のよき相談相手となる。 |
- 第8条 本会に会務を分掌するために必要な部及び委員会をおく。細則は別に定める。
- 第9条 本会は毎年1回総会を開き報告を行い懸案事項を審議決定する。必要に応じ臨時総会を開くことができる。
常任理事会・理事及び部会委員会等は隨時開くことができる。
- 第10条 総会を除く会議の議決は出席者の過半数の賛同を必要とする。
総会は委任状の数を含めて会員数の過半数の賛同を必要とする。
- 第11条 本会の経費は会費・助成金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第12条 本会の会費は月額300円とする。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第14条 本会の運営は会則及び細則によるものとする。
- 第15条 本会の会則変更是総会で決定する。
- 本会の会則は昭和39年5月13日から施行する。会則一部変更（昭和43年6月6日・昭和45年5月8日・昭和48年5月10日
昭和51年5月6日・昭和54年5月19日・昭和56年5月14日・昭和58年5月7日・昭和59年5月26日・昭和60年5月11日
平成3年5月11日・平成17年5月20日・平成18年5月12日・平成19年5月18日・令和3年5月21日・令和5年6月18日）

会則第8条により細則を次の通り定める。

[細則]

(部・委員会)

- 第1条 1. 部・委員会は、総務部及び専門部・学年・学級委員会とする。
但し会長が必要と認めたときは臨時に特別委員会をおくことができる。
2. 部・委員会の構成は別に定める。
- (総務部)
- 第2条 1. 総務部は、会長・副会長・幹事・監事で構成し、部員互選により部長を選出する。
2. 総務部は、予め決められた定例会を開くほか、会長の招集に応じ随時部会を開くことができる。
3. 総務部は総会の決定に従い会務の執行を協議する。
4. 総務部は各部・各委員会の計画を調整して会務の推進をはかる。
5. 総務部は予算の立案・決算案の検討を行う。
- (専門部)
- 第3条 1. 専門部に次の部をおく。専門部は総会の決定にもとづいて会務を執行する。
- (1) 広報部 (2) 極端部 (3) 環境施設部 (4) 保健部
(5) 進路部 (6) 文化部 (7) 駐輪案内部
2. 各部は、学級より選出された理事及び部員と所属職員で構成する。
3. 各部の代表は、部員互選により部長、副部長を選出する。
4. 各部は、活動計画をたて、常任理事会にて、期日等を協議調整して執行にあたる。
5. 各部の活動内容は次の通りとする。
- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| 広 報 部 (1) P T A会報の発行 | (2) その他、広報活動に関するこ |
| 補 導 部 (1) 生徒の生活指導に関するこ | (2) 地域の環境浄化に関するこ |
| 環 境 施 設 部 (1) 教育環境整備に関するこ | (2) 校具・備品などの調達に関するこ |
| 保 健 部 (1) 生徒の健康安全対策に関するこ | (2) 生徒の衛生思想啓発に関するこ |
| 進 路 部 (1) 生徒の進路に関するこ | (2) 高校見学・講演会に関するこ |
| 文 化 部 (1) 生徒・地域・P T Aの交流 | (2) 講演・講習その他研修に関するこ |
| 駐 輪 案 内 部 (1) 会員、学校周辺地域の安全対策に関するこ | (2) 駐輪(駐車)案内等、講演会に関するこ |
- (学年委員会)
- 第4条 1. 学年委員会は第1学年・第2学年及び第3学年委員会とし、学年正副委員長・学年主任で構成する。
2. 学年委員会は、本会の目的にもとづいた活動を計画し、総務部会にて期日等を協議調整して、執行にあたる。
3. 学年委員会の活動は、学年内の連絡・会員意識の向上・会員の研修・親睦等、学級活動の推進をはかるものとする。
4. 学年委員会は、委員長の招集により隨時開くことができる。
- (学年会)
- 第5条 1. 学年に所属する会員の集会を学年会という。
2. 学年会は、本会の目的にもとづいた活動をするものとする。
3. 学年会は、学年委員長が招集し、隨時開くことができる。
- (学級委員会)
- 第6条 1. 学級委員会は、学級毎に学級委員と学級担任で構成する。
2. 学級委員会は、学級会運営についての立案計画を行う。
3. 学級委員会は互選により委員長を2名選出する。学級委員長は学級委員を代表して学年委員となる。
- (学級会)
- 第7条 1. 学級に所属する会員の集会を学級会という。
2. 学級会は、本会の目的にもとづいて活動するものとする。
3. 学級会は、学級委員長が招集する。
- (慶弔規定)
- 第8条 次の場合、5,000円を贈って祝(弔)意または見舞いの意を表す。
1. 会員および生徒が死亡した場合
2. 会員および生徒が1か月以上入院した場合および病気・負傷等により1か月以上自宅療養した場合
3. 教職員である会員が結婚した場合
- 第9条 前条に該当しない慶弔災害等の見舞いは、その都度協議して決める。
- (大会等助成金)
- 第10条 部活動において県大会等出場の場合、協議の上最高5万円を助成することができる。

組織と機構図

